

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、事業基盤の維持および持続的な成長のために必要な株主資本の水準を保持するとともに、業績の動向を踏まえた安定的な配当の実施および柔軟な自己株式の取得により、株主還元を着実に充実させることを資本政策の基本方針としております。株主還元につきましては、グループ経営ビジョン「変革 2027」において、中長期的な目標として配当性向30% (総還元性向40%)を掲げております。

この基本方針に基づき、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、当期の剰余金の配当につきましては、2022年12月に、1株につき50円の間配当をお支払いいたしておりますが、期末における配当につきましても、1株につき50円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき50円 総額18,879,895,300円

これにより年間配当金は、1株につき中間配当50円を含め100円になります。

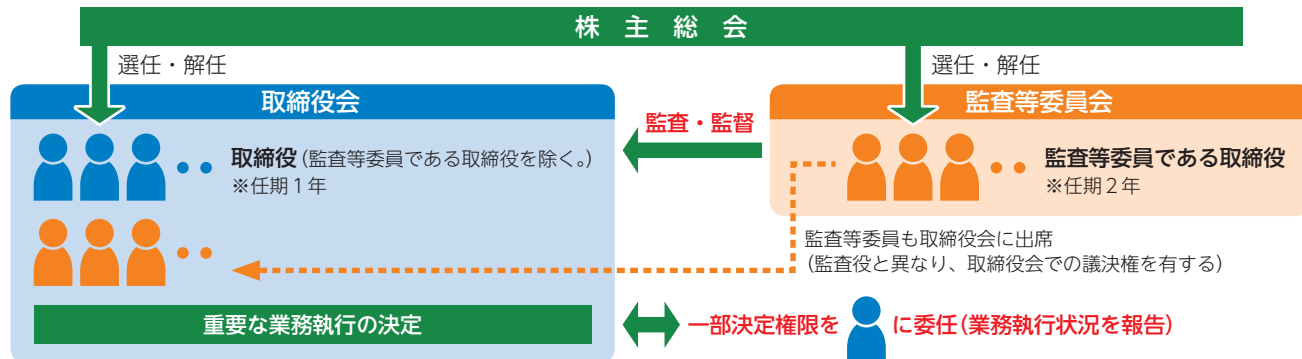
(3) 剰余金の配当がその効力を生じる日

2023年6月23日

第2号議案～第6号議案に共通する参考事項について

本総会に付議いたします第2号議案（一部を除く）から第6号議案は、いずれも監査等委員会設置会社への移行に関連するものです。これらをご提案するにあたり、監査等委員会設置会社のイメージや監査役会設置会社との制度比較、移行後の当社の体制について以下のとおりご説明申し上げます。

(1) 監査等委員会設置会社のイメージ



(2) 監査役会設置会社と監査等委員会設置会社の制度比較、移行後の当社の体制

| | 監査役会設置会社 (現在の体制) | 監査等委員会設置会社 (移行後) | |
|--|--------------------------------------|--|---|
| 変更となる機関 | 監査役、監査役会 | 監査等委員会 | 第2号議案 |
| 選任 | 取締役と監査役を選任 | 監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して選任 | |
| 任期 | 取締役2年（当社は1年） 監査役4年 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1年 監査等委員である取締役2年 | |
| 重要な業務執行の決定 | 取締役への委任不可 | 法定のものを除き、全部又は一部を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に委任することができる | |
| 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任等・報酬等についての意見陳述権 | なし | あり（監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において監査等委員会の意見を述べるができる） | |
| 役員数 | 取締役12名（うち社外4名） 監査役5名（うち社外4名） — | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名（うち社外4名） 監査等委員である取締役4名（うち社外3名） 取締役合計15名（うち社外7名） | 第3号議案 第4号議案 |
| | 役員報酬限度額 | 取締役 年額9億円以内（うち社外分 年額7,000万円以内） 監査役 月額1,100万円以内 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）年額9億円以内（うち社外分 年額1億円以内） 監査等委員である取締役 年額1億4,000万円以内 |

意思決定・業務執行の迅速化、取締役会の監督機能の強化等による
コーポレート・ガバナンスの充実、さらなる企業価値向上へ

第2号議案 定款一部変更の件

1 変更の理由

(1) 取締役会において、当社グループ全体に関わる経営の基本方針や戦略など、グループ経営上重要な事項に関する議論をより充実させるため、特に重要な事項を除き、業務執行の決定権限を取締役会から業務執行取締役委任します。これにより、意思決定・業務執行を迅速化するとともに、取締役会の監督機能の強化等を通じてコーポレート・ガバナンスを充実させ、さらなる企業価値向上をめざし、監査等委員会設置会社に移行することといたしたいと存じます。

本移行に伴い、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等、所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更につきましては、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(2) 現行定款第25条に基づいて選任される顧問を廃止するため、同条から顧問を削除するものであります。

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現行定款 | 変更案 |
|------------------|--|
| 第1章 総 則 | 第1章 総 則 |
| 第1条 } <条文省略> | 第1条 } <現行どおり> |
| 第3条 <新 設> | 第3条 (機関) 第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u> |
| 第4条 <条文省略> | 第5条 <現行どおり> |
| 第2章 株式 | 第2章 株式 |
| 第5条 } <条文省略> | 第6条 } <現行どおり> |
| 第9条 | 第10条 |

(下線は変更部分)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 本会社の株主名簿への記載又は記録、新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び売渡しその他株式及び新株予約権に関する取扱いについては、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第11条 <条文省略></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 <条文省略></p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定め、公告する。</u></p> <p>3 <条文省略></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条 } <条文省略></p> <p>第19条</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 <条文省略></p> <p><新 設></p> <p>(取締役の選任決議)</p> <p>第21条 取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <条文省略></p> | <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 本会社の株主名簿への記載又は記録、新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び売渡しその他株式及び新株予約権に関する取扱いについては、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第12条 <現行どおり></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 <現行どおり></p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、公告する。</u></p> <p>3 <現行どおり></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第14条 } <現行どおり></p> <p>第20条</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第21条 <現行どおり></p> <p><u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任決議)</p> <p>第22条 取締役の選任の決議は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し</u>、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <現行どおり></p> |

(下線は変更部分)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <新 設> <新 設></p> | <p>(取締役の任期) 第23条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</u></p> |
| <p>(代表取締役及び役付取締役) 第23条 本会社に、社長1名を置き、取締役会の決議によって取締役の中から選定する。 2 } <条文省略> 4 5 社長のほか、取締役会の決議によって、会社を代表する取締役若干名を選定することができる。 6 } <条文省略> 7</p> | <p>(代表取締役及び役付取締役) 第24条 本会社に、社長1名を置き、取締役会の決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定する。 2 } <現行どおり> 4 5 社長のほか、取締役会の決議によって、会社を代表する取締役若干名を取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定することができる。 6 } <現行どおり> 7</p> |
| <p>(取締役会) 第24条 <u>本会社は、取締役会を置く。</u> <u>2 <条文省略></u> <u>3</u> } <条文省略> <u>4</u> <u>5</u> 取締役会を招集するには、会日より3日前までに、各取締役及び各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。</p> | <p>(取締役会) 第25条 <削除> <現行どおり> <u>2</u> } <現行どおり> <u>3</u> <u>4</u> 取締役会を招集するには、会日より3日前までに、各取締役にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。</p> |

(下線は変更部分)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p>6 取締役会の決議事項について取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。</u></p> <p>7 <条文省略></p> <p>(相談役及び顧問)</p> <p>第25条 本会社に、取締役会の決議によって、<u>相談役及び顧問各若干名を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>相談役は本会社の業務一般について、顧問は特定の業務について、社長の諮問に応ずるものとする。</u></p> <p>第26条 <条文省略></p> <p><新 設></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第27条 本会社に5名以内の監査役を置く。</p> <p>(監査役の選任決議)</p> <p>第28条 第21条第1項の規定は、監査役に準用する。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第30条 監査役会は、その決議によって<u>監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u></p> | <p>5 取締役会の決議事項について取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>6 <現行どおり></p> <p>(相談役)</p> <p>第26条 本会社に、取締役会の決議によって、相談役若干名を置くことができる。</p> <p>2 相談役は本会社の業務一般について、社長の諮問に応ずるものとする。</p> <p>第27条 <現行どおり></p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第28条 本会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p><削 除></p> <p><削 除></p> <p><削 除></p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第29条 監査等委員会は、その決議によって<u>監査等委員の中から常勤の監査等委員若干名を選定する。</u></p> |

(下線は変更部分)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p>(監査役会) 第31条 <u>本会社は、監査役会を置く。</u> 2 <u>監査役会は、各監査役がこれを招集する。</u> 3 <u>監査役会を招集するには、会日より3日前までに、各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。</u> 4 <u>監査役会に関するその他の事項は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(監査役との責任限定契約) 第32条 <u>本会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人) 第33条 <u>本会社は、会計監査人を置く。</u></p> <p>第34条 } <条文省略> 第35条</p> <p>第7章 計算</p> <p>第36条 } <条文省略> 第38条</p> <p><新 設></p> | <p>(監査等委員会) 第30条 <削除> <削除> 監査等委員会を招集するには、会日より3日前までに、各監査等委員にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。 2 <u>監査等委員会に関するその他の事項は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p><削除></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p><削除></p> <p>第31条 } <現行どおり> 第32条</p> <p>第7章 計算</p> <p>第33条 } <現行どおり> 第35条</p> <p>附則 (監査役の責任限定契約に関する経過措置) <u>2023年6月開催の第36回定時株主総会終結前の監査役(監査役であったものを含む。)と締結済の責任限定契約については、なお従前の例による。</u></p> |

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員12名は任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。各候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | | 現在の当社における地位および担当 |
|-------|-----------------------|----|---|
| 1 | とみ た てつ ろう 富 田 哲 郎 | 再任 | 取締役会長 |
| 2 | ふか さわ ゆう じ 深 澤 祐 二 | 再任 | 代表取締役社長 |
| 3 | き せ よう いち 喜 勢 陽 一 | 再任 | 代表取締役副社長 社長補佐(全般)、マーケティング本部長、 品川開発担当、地方創生担当 |
| 4 | い せ かつ み 伊 勢 勝 巳 | 再任 | 代表取締役副社長 社長補佐(全般)、 イノベーション戦略本部長 |
| 5 | わた り ち はる 渡 利 千 春 | 再任 | 常務取締役 グループ経営戦略本部長 |
| 6 | い とう あつ こ 伊 藤 敦 子 | 再任 | 常務取締役 マネジメント監査部担当、 グループ経営戦略本部コーポレート・コミュニケーション部門担当、 総務・法務戦略部担当、組織再編担当 |
| 7 | すず き ひとし 鈴 木 均 | 新任 | 常務執行役員 鉄道事業本部副本部長(運輸車両) |
| 8 | い とう もと しげ 伊 藤 元 重 | 再任 | 独立 社外 取締役 |
| 9 | あま の れい こ 天 野 玲 子 | 再任 | 独立 社外 取締役 |
| 10 | かわ もと ひろ こ 河 本 宏 子 | 再任 | 独立 社外 取締役 |
| 11 | いわ もと とし お 岩 本 敏 男 | 再任 | 独立 社外 取締役 |

候補者番号

1

とみ た てつ ろう
富 田 哲 郎

(1951年10月10日生)



再任

● 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1974年 4月 日本国有鉄道入社
 1987年 4月 当社入社
 1998年 6月 当社事業創造本部担当部長
 2000年 6月 当社取締役 総合企画本部経営管理部長
 2003年 6月 当社常務取締役 総合企画本部副本部長
 2004年 7月 当社常務取締役 総合企画本部副本部長、総合企画本部ITビジネス部長
 2005年 6月 当社常務取締役 総合企画本部副本部長
 2008年 6月 当社代表取締役副社長 事業創造本部長
 2009年 6月 当社代表取締役副社長 総合企画本部長
 2012年 4月 当社代表取締役社長 総合企画本部長
 2012年 6月 当社代表取締役社長
 2018年 4月 当社取締役会長 (現在に至る)

重要な兼職の状況

日本製鉄株式会社社外取締役
 日本生命保険相互会社社外取締役
 ENEOSホールディングス株式会社社外取締役

■ 所有する当社の株式の数 11,000株

■ 取締役候補者とした理由

富田哲郎氏は、当社の代表取締役社長等を歴任し、業務全般にわたって強いリーダーシップを発揮するなど、長年にわたり当社グループの経営をリードしてきました。現在は取締役会長として、議長の立場から取締役会の適切な運営に尽力するなど、経営に関する豊富な知識と経験を踏まえ、その職責を果たしております。このように同氏は、会社業務全般に精通しており、経営上求められる行動力、判断力、識見などから適任であると考えております。

候補者番号

2

ふか さわ ゆう じ
深 澤 祐 二

(1954年11月1日生)



再任

● 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1978年 4月 日本国有鉄道入社
 1987年 4月 当社入社
 2003年 6月 当社総合企画本部投資計画部長
 2006年 6月 当社取締役 人事部長、JR東日本総合研修センター所長
 2008年 6月 当社常務取締役
 2012年 6月 当社代表取締役副社長
 2018年 4月 当社代表取締役社長 (現在に至る)

■ 所有する当社の株式の数 7,600株

■ 取締役候補者とした理由

深澤祐二氏は、当社の代表取締役社長として、グループ経営ビジョン「変革 2027」の実現に向け、新たな成長戦略の推進に尽力してきました。新型コロナウイルス感染症によるグループ業績への多大な影響を乗り越えるべく、構造改革を伴う変革のスピードアップに取り組んでおります。グループ全体の融合と連携を掲げ、新たな価値の創造に向けた組織再編に強いリーダーシップを発揮するなど、その職責を果たしております。このように同氏は、会社業務全般に精通しており、経営上求められる行動力、判断力、識見などから適任であると考えております。

候補者番号

3

き せ 陽 一
喜 勢 陽 一
(1964年8月26日生)



再任

● 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1989年 4月 当社入社
- 2014年 6月 当社人事部長、JR東日本総合研修センター所長
- 2015年 6月 当社執行役員 人事部長
- 2017年 6月 当社執行役員 総合企画本部経営企画部長
- 2018年 6月 当社常務取締役 総合企画本部長
- 2020年 6月 当社常務取締役 事業創造本部長
- 2021年 6月 当社代表取締役副社長 社長補佐(全般)、事業創造本部長
- 2022年 6月 当社代表取締役副社長 社長補佐(全般)、マーケティング本部長、品川開発担当、地方創生担当 (現在に至る)

■ 所有する当社の株式の数 2,200株

■ 取締役候補者とした理由

喜勢陽一氏は、主として投資計画、人事、経営企画の業務に従事し、現在は代表取締役副社長として、業務全般において代表取締役社長を補佐するとともに、輸送サービス、生活サービス、IT・Suicaサービスの3事業の融合と連携を目指して2022年6月に立ち上げたマーケティング本部の本部長として、既存事業の収益力向上を実現したほか、リート投資法人の設立や他社との連携を通じた不動産ビジネスの強化、高輪エリアにおけるまちづくりの推進、MaaSを活用した観光流動の促進等、新たな価値創造に実績を挙げるなど、その職責を果たしております。このように同氏は、会社業務全般に精通しており、経営上求められる行動力、判断力、識見などから適任であると考えております。

候補者番号

4

い せ かつ み
伊 勢 勝 巳
(1965年2月12日生)



再任

● 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1988年 4月 当社入社
- 2015年 5月 当社鉄道事業本部設備部担当部長
- 2015年 6月 当社総合企画本部投資計画部担当部長
- 2015年 6月 当社執行役員 総合企画本部投資計画部長
- 2016年 6月 当社執行役員 鉄道事業本部設備部長
- 2018年 6月 当社常務執行役員
- 2021年 6月 当社代表取締役副社長 社長補佐(全般)、技術イノベーション推進本部長
- 2022年 6月 当社代表取締役副社長 社長補佐(全般)、イノベーション戦略本部長 (現在に至る)

■ 所有する当社の株式の数 1,300株

■ 取締役候補者とした理由

伊勢勝巳氏は、主として鉄道設備保守、投資計画の業務に従事し、現在は代表取締役副社長として、業務全般において代表取締役社長を補佐するとともに、イノベーション戦略本部長として、当社のDX戦略の推進や情報セキュリティレベルの向上、次世代に向けた技術革新、イノベーションカレッジの実施等を通じたデジタル人材の育成等に実績を挙げるなど、その職責を果たしております。このように同氏は、会社業務全般に精通しており、経営上求められる行動力、判断力、識見などから適任であると考えております。

候補者番号

5

わた り ち はる

渡 利 千 春

(1963年1月30日生)



再任

● 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1988年 4月 当社入社
- 2013年 6月 当社総務部担当部長
- 2013年 6月 当社鉄道事業本部安全企画部長
- 2014年 6月 当社執行役員 鉄道事業本部安全企画部長
- 2016年 6月 当社執行役員 横浜支社長
- 2018年 6月 北海道旅客鉄道株式会社 取締役 総合企画本部副部長
- 2020年 6月 同社常務取締役 総合企画部長
- 2022年 6月 当社常務取締役 グループ経営戦略本部長 (現在に至る)

■ 所有する当社の株式の数 1,500株

■ 取締役候補者とした理由

渡利千春氏は、主として鉄道事業における安全・安定輸送、総務の業務に従事したほか、支社長として担当地域の鉄道オペレーションを担い、現在は常務取締役グループ経営戦略本部長として、グループ経営ビジョン「変革 2027」の実現に向けてグループ経営の推進や経営上の諸課題への対応に尽力するなど、その職責を果たしております。このように同氏は、会社業務全般に精通しており、経営上求められる行動力、判断力、識見などから適任であると考えております。

候補者番号

6

い どう あつ こ

伊 藤 敦 子

(1966年11月15日生)



再任

● 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1990年 4月 当社入社
- 2016年 6月 当社総合企画本部経営企画部担当部長
- 2018年 6月 当社執行役員 財務部長
- 2020年 6月 当社執行役員 総合企画本部経営企画部長
- 2021年 6月 当社常務取締役
- 2022年 6月 当社常務取締役 マネジメント監査部担当、
グループ経営戦略本部コーポレート・コミュニケーション部門担当、
総務・法務戦略部担当、組織再編担当 (現在に至る)

■ 所有する当社の株式の数 4,171株

■ 取締役候補者とした理由

伊藤敦子氏は、主として財務、経営企画の業務に従事し、現在は常務取締役として、本社、支社および現業機関の組織再編を通じた経営体質の強化、戦略的な情報発信や着実な監査の実施を通じたコンプライアンスやリスクマネジメントの推進等に取り組むなど、その職責を果たしております。このように同氏は、会社業務全般に精通しており、経営上求められる行動力、判断力、識見などから適任であると考えております。

候補者番号

7

すず き ひとし
鈴木 均

(1963年10月19日生)



新任

● 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1989年 4月 当社入社
- 2018年 6月 当社執行役員 鉄道事業本部運輸車両部長
- 2021年 6月 当社常務執行役員
- 2022年 6月 当社常務執行役員 鉄道事業本部副本部長(運輸車両) (現在に至る)

■ 所有する当社の株式の数 559株

■ 取締役候補者とした理由

鈴木 均氏は、主として鉄道事業の運輸車両の業務に従事し、現在は常務執行役員として、安全・安定輸送のレベルアップやお客さまや地域のニーズに合わせた輸送ダイヤの設定、ワンマン化や自動運転等の新たな列車運行や乗務員、車両関係の現業機関の再編成等を推進するなど、その職責を果たしております。このように同氏は、会社業務全般に精通しており、経営上求められる行動力、判断力、識見などから適任であると考えております。

候補者番号

8

いとうもと しげ
伊藤元重

(1951年12月19日生)



再任

独立

社外

● 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1993年12月 東京大学経済学部教授
- 1996年 4月 東京大学大学院経済学研究科教授
- 2007年10月 東京大学大学院経済学研究科長兼経済学部長
- 2015年 6月 当社取締役 (現在に至る)
- 2016年 4月 学習院大学国際社会科学部教授

重要な兼職の状況

- はごろもフーズ株式会社社外取締役
- 株式会社しずおかフィナンシャルグループ社外取締役(監査等委員)
- 住友化学株式会社社外取締役
- JX金属株式会社社外取締役

■ 所有する当社の株式の数

—

■ 社外取締役在任期間

8年

■ 社外取締役候補者とした理由 および期待される役割

伊藤元重氏は、東京大学および学習院大学において教授を歴任し、また、東京大学において大学院経済学研究科長および経済学部長を務めるなど、経営上求められる判断力、識見などを有し、当社の経営に対する社外取締役としての監督と助言をいただくうえで、適任であると考えております。

また、同氏が選任された場合は、引き続き、国際経済等の学識やこれまでの豊かな経験を活かして業務執行全般の監督に当たっていただくほか、人事諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、当社の取締役の選解任等にかかる手続きの客観性および透明性の確保ならびに取締役の報酬の決定等にかかる手続きの透明性および公正性の確保のために関与いただく予定であります。

■ 独立性に関する事項

伊藤元重氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を充たしており、当社は、同氏を上場証券取引所の定める独立役員に指定しております。同氏の選任が承認された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。

なお、同氏は当社の寄付先および取引先である東京大学(国立大学法人東京大学)の出身ですが、直前3事業年度において、同法人に対する寄付等の規模は、同法人の年間総収入の2%以下であり、同法人から当社への支払は、当社の年間連結売上高の2%以下であります。また、同氏は、当社の取引先である学習院大学(学校法人学習院)の出身ですが、直前3事業年度において、同法人から当社への支払は、当社の年間連結売上高の2%以下であります。

候補者番号

9

あまのれいこ
天野 玲子
(1954年1月21日生)



再任 独立 社外

● 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1980年 4月 鹿島建設株式会社入社
- 2005年 4月 同社土木管理本部土木技術部担当部長
- 2011年 4月 同社知的財産部長
- 2014年 2月 同社知的財産部専任役
- 2014年 9月 同社退職
- 2014年10月 独立行政法人防災科学技術研究所(現 国立研究開発法人防災科学技術研究所)
レジリエント防災・減災研究推進センター審議役
- 2015年 4月 国立研究開発法人国立環境研究所監事
- 2016年 4月 国立研究開発法人防災科学技術研究所審議役
- 2016年 6月 当社取締役 (現在に至る)
- 2019年 9月 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構監事

重要な兼職の状況

株式会社横河ブリッジホールディングス社外取締役

■ 所有する当社の株式の数 一

■ 社外取締役在任期間 7年

■ 社外取締役候補者とした理由
および期待される役割

天野玲子氏は、鹿島建設株式会社、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人国立環境研究所および国立研究開発法人日本原子力研究開発機構において要職を歴任するなど、経営上求められる判断力、識見などを有し、当社の経営に対する社外取締役としての監督と助言をいただくうえで、適任であると考えております。

また、同氏が選任された場合は、引き続き、技術開発や防災・知財等にかかるこれまでの豊かな経験と知識を活かして業務執行全般の監督に当たっていただくほか、人事諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、当社の取締役の選解任等にかかる手続きの客観性および透明性の確保ならびに取締役の報酬の決定等にかかる手続きの透明性および公正性の確保のために関与いただく予定であります。

■ 独立性に関する事項

天野玲子氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を充たしており、当社は、同氏を上場証券取引所の定める独立役員に指定しております。同氏の選任が承認された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。

なお、同氏は当社の取引先である鹿島建設株式会社の出身ですが、直前3事業年度において、同社との取引の規模は、双方の年間連結売上高の2%以下であります。また、同氏は、当社の取引先である国立研究開発法人防災科学技術研究所の審議役でしたが、直前3事業年度において、当社から同法人への支払は、同法人の年間総収入の2%以下であります。さらに、同氏は、国立研究開発法人国立環境研究所の出身ですが、直前3事業年度において、同法人と当社との間に開示すべき関係はありません。加えて、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の出身ですが、直前3事業年度において、同法人と当社との間に開示すべき関係はありません。

候補者番号

10

かわもとひろこ
河本宏子

(1957年2月13日生)



再任

独立

社外

● 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1979年 7月 全日本空輸株式会社入社
- 2013年 4月 同社取締役執行役員 オペレーション部門副統括、客室センター長
- 2014年 4月 同社常務取締役執行役員 女性活躍推進担当、オペレーション部門副統括、客室センター長
- 2015年 4月 同社常務取締役執行役員 女性活躍推進担当、ANAブランド客室部門統括
- 2016年 1月 同社常務取締役執行役員 女性活躍推進担当、ANAブランド客室部門統括、東京オリンピック・パラリンピック推進本部副本部長
- 2016年 4月 同社取締役専務執行役員 グループ女性活躍推進担当、東京オリンピック・パラリンピック推進本部副本部長
- 2017年 4月 株式会社ANA総合研究所代表取締役副社長
- 2020年 4月 同社取締役会長
- 2020年 6月 当社取締役 (現在に至る)
- 2021年 4月 株式会社ANA総合研究所顧問

重要な兼職の状況

- 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社社外取締役
- 株式会社ルネサンス社外取締役
- キャノンマーケティングジャパン株式会社社外取締役

■ 所有する当社の株式の数

—

■ 社外取締役在任期間

3年

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

河本宏子氏は、全日本空輸株式会社および株式会社ANA総合研究所において要職を歴任するなど、経営上求められる判断力、識見などを有し、当社の経営に対する社外取締役としての監督と助言をいただくうえで、適任であると考えております。

また、同氏が選任された場合は、引き続き、お客さまサービスやダイバーシティの推進などにかかるこれまでの豊かな経験と知識を活かして業務執行全般の監督に当たっていただくほか、人事諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、当社の取締役の選解任等にかかる手続きの客観性および透明性の確保ならびに取締役の報酬の決定等にかかる手続きの透明性および公正性の確保のために関与いただく予定であります。

■ 独立性に関する事項

河本宏子氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を充たしており、当社は、同氏を上場証券取引所の定める独立役員に指定しております。同氏の選任が承認された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。

なお、同氏は当社の取引先である全日本空輸株式会社の出身ですが、直前3事業年度において、同社との取引の規模は、双方の年間連結売上高の2%以下であります。また、同氏は、株式会社ANA総合研究所の出身ですが、直前3事業年度において、同社と当社との間に開示すべき関係はありません。

候補者番号

11

いわもととしお
岩本敏男

(1953年1月5日生)



再任

独立

社外

● 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1976年 4月 日本電信電話公社入社
 2004年 6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 取締役 決済ソリューション事業本部長
 2007年 6月 同社取締役常務執行役員 金融ビジネス事業本部長
 2008年 6月 同社取締役常務執行役員 金融分野担当
 2009年 6月 同社代表取締役副社長執行役員
 2012年 6月 同社代表取締役社長
 2018年 6月 同社相談役 (現在に至る)
 2022年 6月 当社取締役 (現在に至る)

重要な兼職の状況

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ相談役
 株式会社IH社外監査役
 株式会社大和証券グループ本社社外取締役

■ 所有する当社の株式の数 ー

■ 社外取締役在任期間 1年

■ 社外取締役候補者とした理由
および期待される役割

岩本敏男氏は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データの代表取締役社長等を歴任するなど、経営上求められる判断力、識見などを有し、当社の経営に対する社外取締役としての監督と助言をいただくうえで、適任であると考えております。
 また、同氏が選任された場合は、引き続き、企業経営においてITなど技術分野やグローバルビジネスを牽引してきたこれまでの豊かな経験と知識を活かして業務執行全般の監督に当たっていただくほか、人事諮問委員会および報酬諮問委員会の委員長として、当社の取締役の選解任等にかかる手続きの客観性および透明性の確保ならびに取締役の報酬の決定等にかかる手続きの透明性および公正性の確保のために関与いただく予定であります。

■ 独立性に関する事項

岩本敏男氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を充たしており、当社は、同氏を上場証券取引所の定める独立役員に指定しております。同氏の選任が承認された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。
 なお、同氏は当社の取引先である株式会社エヌ・ティ・ティ・データに在籍しておりますが、直前3事業年度において、同社との取引の規模は、双方の年間連結売上高の2%以下であります。

- (注) 1 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 2 伊藤元重氏、天野玲子氏、河本宏子氏および岩本敏男氏は、社外取締役の候補者であります。伊藤元重氏および天野玲子氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記「社外取締役候補者とした理由」により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
 3 当社は、伊藤元重氏、天野玲子氏、河本宏子氏および岩本敏男氏の4氏との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。4氏の選任が承認された場合、当社は4氏の間で、当該契約を継続する予定であります。
 4 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、当社取締役を含む被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金等を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、当社が被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合を除きます。なお、保険料は当社が全額負担のうえ、1年毎に契約更新しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。各候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 現在の当社における地位 |
|-------|----------------------|----------------|
| 1 | きの した たかし 樹 下 尚 | 新任 独立 社外 常勤監査役 |
| 2 | お がた まさ き 小 縣 方 樹 | 新任 ー |
| 3 | もり きみ たか 森 公 高 | 新任 独立 社外 監査役 |
| 4 | こ いけ ひろし 小 池 裕 | 新任 独立 社外 監査役 |

候補者番号

1

きの した たかし
樹 下 尚

(1961年12月23日生)



新任

独立

社外

● 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1985年 4月 警察庁入庁
- 2010年 8月 岩手県警察本部長
- 2012年 2月 警視庁組織犯罪対策部長
- 2013年 4月 警察庁警備局公安課長
- 2014年 1月 同庁警備局警備企画課長
- 2014年 8月 同庁刑事局組織犯罪対策部長
- 2016年 8月 福岡県警察本部長
- 2017年 9月 警察庁刑事局長
- 2018年 8月 同庁退職
- 2019年 6月 当社常勤監査役

(現在に至る)

■ 所有する当社の株式の数 一

■ 監査等委員である
社外取締役候補者とした理由
および期待される役割

樹下 尚氏は、警察庁において要職を歴任するなど、業務執行の監査に求められる判断力、識見などを有し、当社社外監査役として業務執行全般の監査に取り組むなどガバナンス強化に努めた経験からも、監査等委員である取締役として適任であり、同氏が選任された場合は、これまでの豊かな知見と知識や当社での監査の経験を活かし、監査等委員として業務執行全般の監査・監督に当たっていただく予定であります。

■ 独立性に関する事項

樹下 尚氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を充たしており、当社は、同氏の選任が承認された場合、同氏を上場証券取引所の定める独立役員に指定する予定であります。なお、同氏は警察庁の出身であり、警察関係機関と当社の間には取引関係がありますが、直前3事業年度において、各機関から当社への支払は、当社の年間連結売上高の2%以下であります。

候補者番号

2

お が た ま さ き
小 縣 方 樹

(1952年2月16日生)



新任

● 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1974年 4月 日本国有鉄道入社
- 1987年 4月 当社入社
- 1998年 6月 当社鉄道事業本部安全対策部長
- 2000年 6月 当社広報部長
- 2002年 6月 当社取締役 鉄道事業本部運輸車両部長
- 2004年 6月 当社常務取締役 鉄道事業本部副本部長
- 2006年 6月 当社常務取締役 IT事業本部長、鉄道事業本部副本部長
- 2007年 7月 当社常務取締役 IT・Suica事業本部長、鉄道事業本部副本部長
- 2008年 6月 当社代表取締役副社長 鉄道事業本部長、IT・Suica事業本部長
- 2009年 6月 当社代表取締役副社長 鉄道事業本部長
- 2010年 6月 当社代表取締役副社長
- 2011年 6月 当社取締役副会長
- 2012年 6月 当社取締役副会長 技術関係(全般)、国際関係(全般)
- 2020年 6月 当社取締役副会長退任

重要な兼職の状況

農林中央金庫監事

■ 所有する当社の株式の数 10,500株

■ 監査等委員である
取締役候補者とした理由

小縣方樹氏は、当社取締役副会長をはじめ、鉄道事業部門等の要職や社外においては国際公共交通連合の会長を歴任するなど、業務執行の監査に求められる判断力、識見などを有し、鉄道事業の安全・安定輸送のレベルアップや技術革新および海外事業分野において実績を挙げるなど、会社業務全般に精通していることから、監査等委員である取締役として適任であると考えております。

候補者番号

3

もり 森 さま 公 高 たか

(1957年6月30日生)



新任

独立

社外

● 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1980年 4月 新和監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入社
- 2000年 6月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)代表社員
- 2004年 6月 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)金融本部長
- 2006年 6月 同法人本部理事
- 2011年 7月 有限責任あずさ監査法人
KPMGファイナンシャルサービス・ジャパンチェアマン
- 2013年 6月 有限責任あずさ監査法人退職
- 2013年 7月 日本公認会計士協会会長
- 2013年 7月 森公認会計士事務所開設
同事務所所長 (現在に至る)
- 2017年 6月 当社監査役 (現在に至る)

重要な兼職の状況

- 公認会計士
- 株式会社日本取引所グループ社外取締役
- 三井物産株式会社社外監査役
- 住友生命保険相互会社社外取締役

■ 所有する当社の株式の数 100株

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

森 公高氏は、長年にわたり、公認会計士として企業の監査に携わっており、企業の財務および会計に関する専門的な見地から、業務執行の監査に求められる判断力、識見などを有し、当社社外監査役として業務執行全般の監査に取り組むなどガバナンス強化に努めた経験からも、監査等委員である取締役として適任であり、同氏が選任された場合は、これまでの豊かな知見と知識や当社での監査の経験を活かし、監査等委員として業務執行全般の監査・監督に当たっていただく予定であります。

■ 独立性に関する事項

森 公高氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を充たしており、当社は、同氏の選任が承認された場合、同氏を上場証券取引所の定める独立役員に指定する予定であります。なお、同氏は当社の外部会計監査人である有限責任あずさ監査法人の出身であります。直前3事業年度において、当社が同監査法人に対して支払った監査証明業務および非監査業務に基づく報酬の合計額は、同監査法人の年間総収入の2%以下であります。

候補者番号

4

こ いけ ひろし
小 池 裕

(1951年7月3日生)



新任

独立

社外

● 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1977年 4月 大阪地方裁判所判事補任官
2004年 8月 東京地方裁判所判事(部総括)
2006年 1月 最高裁判所事務総局経理局長
2010年 7月 水戸地方裁判所長
2012年 3月 東京高等裁判所判事(部総括)
2013年 7月 東京地方裁判所長
2014年 4月 東京高等裁判所長官
2015年 4月 最高裁判所判事
2021年 7月 最高裁判所判事退官
2022年 6月 当社監査役

(現在に至る)

■ 所有する当社の株式の数 一

■ 監査等委員である
社外取締役候補者とした理由
および期待される役割

小池 裕氏は、法曹界における行政等に携わってきた豊富な経験と実績を積んでおり、業務執行の監査に求められる判断力、識見などを有し、当社社外監査役として業務執行全般の監査に取り組むなどガバナンス強化に努めた経験からも、監査等委員である取締役として適任であり、同氏が選任された場合は、これまでの豊かな知見と知識や当社での監査の経験を活かし、監査等委員として業務執行全般の監査・監督に当たっていただく予定であります。

■ 独立性に関する事項

小池 裕氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を充たしており、当社は、同氏の選任が承認された場合、同氏を上場証券取引所の定める独立役員に指定する予定であります。なお、同氏の出身元の裁判所と当社の間には、直前3事業年度において、開示すべき関係はありません。

(注) 1 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2 樹下 尚氏、森 公高氏および小池 裕氏は、社外取締役の候補者であります。

3氏は会社経営に関与したことはありませんが、上記「監査等委員である社外取締役候補者とした理由」により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

3 当社は、樹下 尚氏、森 公高氏および小池 裕氏の3氏との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。3氏の選任が承認された場合、当社は3氏の間で、当該契約を継続する予定であります。また、小縣方樹氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、当該契約を締結する予定であります。

4 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、当社取締役を含む被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金等を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、当社が被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合を除きます。なお、保険料は当社が全額負担のうえ、1年毎に契約更新しております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

(ご参考)

取締役候補者のスキル・マトリックス

取締役候補者が保有するスキルおよび候補者に特に期待する分野は、次のとおりであります。

| 氏名 | 企業経営・事業戦略 | 共生社会の実現・ESG経営の推進 | 財務・会計・ファイナンス | 人材育成・働きがいの創出 | コンプライアンス・リスクマネジメント | 法務 | 技術革新・DX | グローバルビジネス | 輸送サービス・安全 | 生活サービス・まちづくり・くらしづくり | IT・Suicaサービス・MaaS | 地方創生 |
|----------------------|-----------|------------------|--------------|--------------|--------------------|----|---------|-----------|-----------|---------------------|-------------------|------|
| とみ 富 田 哲 郎 | ● | ● | ● | ● | ● | | | ● | ● | ● | ● | ● |
| ふか 深 澤 祐 二 | ● | ● | ● | ● | ● | | | ● | ● | ● | ● | ● |
| き 喜 勢 陽 一 | ● | ● | ● | ● | ● | | | ● | | ● | ● | ● |
| い 伊 勢 勝 巳 | ● | | ● | ● | ● | | ● | ● | ● | | ● | |
| わた 渡 利 千 春 | ● | ● | ● | ● | ● | | ● | | ● | | | ● |
| い 伊 藤 敦 子 | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | | | ● |
| すず 鈴 木 ひとし 均 | ● | | | ● | ● | | ● | | ● | | | |
| い 伊 藤 元 重 | ● | ● | ● | ● | ● | | ● | ● | | ● | | |
| あま 天 野 玲 子 | ● | ● | | ● | ● | | ● | | ● | | | |
| かわ 河 本 宏 子 | ● | ● | | ● | ● | | | | ● | | | |
| いわ 岩 本 敏 男 | ● | ● | ● | ● | ● | | ● | ● | | | ● | |
| きの 樹 下 尚 (監査等委員) | | ● | | ● | ● | | | | ● | | | |
| お 小 縣 方 樹 (監査等委員) | ● | ● | | ● | ● | | ● | ● | ● | | ● | ● |
| もり 森 公 高 (監査等委員) | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | | | |
| こ 小 池 裕 (監査等委員) | | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | | |

(注)上記一覧表は、各取締役の有する専門性や経験の全てを表すものではありません。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2016年6月23日開催の第29回定時株主総会において、年額9億円以内（うち社外取締役分は年額7,000万円以内）と決議いただき現在に至っておりますが、ガバナンス強化の観点から社外取締役の増員に柔軟に対応することができるようにするため、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額9億円以内（うち社外取締役分は年額1億円以内）とさせていただきたいと存じます。

本議案については、当社の事業規模、現行の役員報酬体系やその支給水準に加え、今後のガバナンス強化の要請等へ柔軟に対応することができるようにすること等を総合的に勘案しつつ、報酬諮問委員会からの答申を踏まえて取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、本議案をご承認いただいた場合、46頁以下に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の業績連動報酬の割合を上げる旨の変更をすることを予定しております。

なお、当該報酬額には、従来どおり、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は12名（うち社外取締役4名）ですが、第2号議案および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件」をご承認いただきますと、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）は11名（うち社外取締役4名）となります。

なお、本議案は第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を定めることとし、年額1億4,000万円以内とさせていただきますと存じます。

本議案については、当社のガバナンスにおいて監査等委員が果たすべき職責、今後のガバナンス強化の要請等へ柔軟に対応することができるようにすること等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役は、第2号議案および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」をご承認いただきますと、4名となります。

なお、本議案は第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以 上